

# 経営改善サポート保証・茨城県再生支援融資のご案内

茨城県信用保証協会は、中小企業活性化協議会などの指導・助言を受けて作成された事業再生計画等に従って事業再生を行う中小企業の皆様を、経営改善サポート保証ならびに茨城県再生支援融資によりサポートしています。

経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）は、信用保証料率が年0.30%になります。

| 制度名              | 経営改善サポート保証<br>(経営改善・再生支援強化型)   |   | 茨城県再生支援融資                                  |   |
|------------------|--|---|--|---|
| 資格要件             | 以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者※1<br>・中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画<br>・認定支援機関（中小企業活性化協議会）の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画<br>・認定支援機関（産業復興相談センター）の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画<br>・特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画<br>・整理回収機構が策定を支援した再生計画<br>・地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画<br>・東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画<br>・私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画<br>・自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書または同法第20条に規定する決定において特定されたもの<br>・中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画<br>・中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画<br>・経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画<br>・認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画 |   |  |   |
| 資金使途             | 事業再生計画の実施に必要な資金（運転資金（借換含む。）・設備資金）  |   |  |   |
| 融資限度額            | 2億8,000万円<br>(組合4億8,000万円)   | 2億8,000万円<br>(組合4億8,000万円)                              | 経営改善サポート保証を<br>付す場合                        | 経営改善サポート保証<br>(経営改善・再生支援強化型)を付す場合                       |
|                  |  |   | 1億円  |   |
| 融資期間             | 一括返済 1年以内<br>分割返済 15年以内<br>(据置1年以内)  | 一括返済 1年以内<br>分割返済 15年以内<br>(据置3年以内)                     | 分割返済 10年以内<br>(据置1年以内)                     | 分割返済 10年以内<br>(据置3年以内)                                  |
| 融資利率             | 金融機関所定   |   | 年2.2%以内                                    |   |
| 信用保証料率<br>(実質負担) | 責任共有対象 年0.80%<br>// 対象外 年1.00%   | 責任共有対象 年0.30%※2<br>// 対象外 年0.30%※2                      | 責任共有対象 年0.72%※3<br>// 対象外 年0.90%※3         | 責任共有対象 年0.30%※2<br>// 対象外 年0.30%※2                      |
| 保証割合             | <b>責任共有対象(80%保証)</b><br>・次の①または②に該当する場合は例外的に責任共有対象外(100%保証)<br>①責任共有対象外の既往借入金を同額以内で借り換える場合<br>②危機関連保証(新型コロナウイルス感染症)の指定期間中※4に申込受付かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号の既往借入金を同額以内で借り換える場合   |   |  |   |
| 連帯保証人            | 必要となる場合がある。<br>ただし、法人代表者以外の<br>連帯保証人は原則不要。   | 必要となる場合がある。<br>ただし、経営者保証免除対応を適用する場合、<br>法人代表者の連帯保証人は不要。 | 必要となる場合がある。<br>ただし、法人代表者以外の<br>連帯保証人は原則不要。 | 必要となる場合がある。<br>ただし、経営者保証免除対応を適用する場合、<br>法人代表者の連帯保証人は不要。 |
| 備考               | ・取扱金融機関は融資実行後、四半期に一回、中小企業者から計画の実行状況の報告を受ける必要があります。<br>・取扱金融機関は原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告する必要があります。   |   |  |   |

※1.医療法人、NPO法人が対象外となります。

※2.国の保証料補助により、お客様の実質負担が年0.30%となります。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外となります。

補助前の経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)の信用保証料率：責任共有対象 年0.80%(経営者保証免除対応を適用する場合、年1.00%)

責任共有対象外 年1.00%(経営者保証免除対応を適用する場合、年1.20%)

※3.県の保証料補助により、経営改善サポート保証の信用保証料率が1割引下げとなります。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外となります。

補助前の経営改善サポート保証の信用保証料率：責任共有対象 年0.80%、責任共有対象外 年1.00%

※4.令和2年2月1日から令和3年12月31日まで。

あなたのチャレンジを応援します！

— 企業とともに未来へ —

茨城県信用保証協会



経営支援部

〒310-0801

水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階

◆経営支援課 事業再生グループ ☎029-224-7813

◆経営支援課 経営改善グループ ☎029-224-7858

◆経営支援課 経営アシストグループ ☎029-224-7852

※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

ホームページは  
こちら



LINEは  
こちら

